

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0848)

第1回特定最低賃金専門部会（電気）

令和5年10月4日 非公開

開催日時	令和5年10月4日	9時28分～10時20分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金専門部会の運営について 2 特定最低賃金改正決定の諮問について 3 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 4 審議日程について 5 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名でございます。これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表の宇井委員につきましては、本日所要により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第1回群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>申し遅れましたが、賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>最初に、本専門部会の開催にあたりまして、津田労働基準部長からご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>本日のこの特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様方におかれましては、ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に多大なご支援とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、群馬県の特定最低賃金につきましては、先般、改正決定の必要性があるとのご意見をいただいたところでございます。改正につきまして、ご審議をいただくことになりました。</p> <p>特定最低賃金は、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットで、行政機関に決定を義務付けているということとは趣を異にしておりまして、企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものという位置づけでございます。関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>専門部会委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけすることになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただき、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。</p> <p>お手元の資料2のインデックス電気をご覧いただきたいと思っております。</p>

委員名簿の順に従いまして、本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、谷口委員でございます。富岡委員でございます。西村委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、越澤委員でございます。宮下委員でございます。山村委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、宇井委員は本日欠席でございます。新井委員でございます。五十嵐委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が、事務局名簿となっております。よろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理選出に進ませていただきます。

専門部会の部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において、同法第24条を準用するとされており、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

それでは、公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表させていただきます。

部会長には■■■■委員、そして部会長代理には■■■■委員を、それぞれ選出することとございました。

労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

では、全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。

それでは、プレートの準備をさせていただきます。

それでは、部会長になられました■■■■委員と、部会長代理になら

	<p>れました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたいと存じます。 最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>部会長を務めさせていただくことになりました■■■■でございます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 続きまして、■■■■委員にお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>部会長代理に選出していただきました■■■■でございます。 委員の先生方のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。 最初に、特定最低賃金専門部会運営規程について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。お手元の資料4、群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程、これをご覧いただきたいと思っております。 運営規程は、4業種ある専門部会共通のものとなっております。第3条で専門部会の委員の数、第4条で会議の招集、第6条で部会長が会議の議長となること、第7条で会議の公開・非公開、第8条で議事録及び議事要旨の公開・非公開、第9条で審議会会長への報告、第10条で専門部会の廃止、といったことについて規定されております。 ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
部会長	<p>はい。ただいま事務局から特定最低賃金専門部会運営規程について、ご説明いただきました。 これについて、ご意見、ご質問等ありましたら、発言をお願いい</p>

部会長	<p>たします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。 特にご意見等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>次に、令和5年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目は、専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>資料4の特定最低賃金専門部会運営規程を再びご覧いただきたいと思います。</p> <p>専門部会の会議は、例年、運営規程第7条第1項の但し書き以降にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」場合に該当するとして、第1回目から非公開とされてきております。</p> <p>本年度は、7月4日に開催されました審議会におきまして、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただいた結果、同様な意見が出され、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にさせていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局のご説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対し、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会でも議論した結果、「当初から専門部会を非公開とすべきである」との意向が示されております。</p> <p>部会長といたしましては、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適切と考えておりますが、皆様のご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

<p>部会長</p>	<p>特にご意見等ありませんでしたので、この件に関してはご賛同いただいたものと理解いたしました。</p> <p>つきましては、本年度も第1回目の会議から非公開といたします。</p> <p>続けて、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>専門部会の議事録と会議の資料の公開・非公開についてご説明いたします。</p> <p>資料4の運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様原則公開であるものの、ただし書き以降に、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるとされております。</p> <p>令和2年度にご審議いただいたことで、令和2年度からは専門部会の議事録と会議の資料は、委員の個人の責任を発言ごとに問われるおそれを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載しているところでございます。また、各専門部会の最後には、一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。</p> <p>加えて、労働局ホームページにも掲載させていただいております。</p> <p>そこで、本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求があった場合には、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、令和2年度より原則公開してきております。加えて、労働局ホームページへも掲載しております。</p> <p>本年度も、会議の議事録等については、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除いて、労働局のホームページへの掲載を含め公開したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>

部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>特にご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は公開といたします。</p> <p>それでは、重要なことですので、もう一度公開の方法を整理したいと思います。</p> <p>議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。</p> <p>事務局にお願いしている資料も公開を基本としているところですが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとします。</p> <p>また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>この他に、運営規程について何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>では、特にないようですので、運営規程については、このようにしたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、特定最低賃金改正決定の諮問につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>資料8に諮問文の写しをつけております。8月9日に労働局長が審議会長に、特定最低賃金改正決定にかかる諮問を行っているところでございます。</p> <p>そこでまず、特定最低賃金の改正決定の仕組みや今回の諮問に至</p>

るまでの経過などについて、ご説明いたします。

資料5に戻っていただきまして、特定最低賃金の仕組みをご覧いただきたいと思います。

項目1にありますように、特定最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されているものでございます。

項目2は、決定の仕組みとなっており、関係労使から改正等の申出が行われることを要件として、労働局長が審議会の意見を聴いて決定するものとなっております。

決定に際しまして、※印にありますように、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けているのに対し、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより決定するといったものとなっております。

資料はございませんけれども、参考までに、全国の特定最低賃金の設定件数などを申し上げますと、昨年度末時点で226件、適用使用者数は約9万4百人、適用労働者数は約291万人となっております。

前置きが長くなりましたけれども、今回の特定最低賃金の改正決定の諮問について、経過をご説明させていただきます。

資料6をご覧いただきたいと思います。

特定最低賃金4業種ごとの改正決定に関して行われた申出を、一覧にしたものでございます。

この申出につきましては、資料7に申出書の写しを付けております。この申出によりまして、8月2日の審議会におきまして、労働局長が審議会長に対して、改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、ご審議をいただいた結果、8月9日に審議会長から4業種いずれも改正決定の必要性有りとの答申がなされました。

そこで、労働局長から審議会長に、資料8のとおり今回の改正決定額について、諮問をさせていただいたという経緯であります。

諮問により審議会におきましては、特定最低賃金4業種ごとに専門部会を設置するとの決議をいただいております。

事務局では、諮問の翌日8月10日に4業種について、最低賃金法第25条第5項の規定によりまして、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を行ったところでございますけれども、すべての業種におきまして意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から、特定最低賃金改正決定の諮問等について、ご説明いただきました。これらについて、ご質問等ありましたら、発言お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>特にご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。今度は資料10をご覧いただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第6条第5項と第7項でございます。</p> <p>第6条第5項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その議決をもって審議会の議決とすることができるとされております。8月9日の審議会で、特定最低賃金専門部会で全会一致となった場合には、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第7項では専門部会の廃止について規定されており、専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする、とされております。具体的には、資料4の運営規程第10条にありますように、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合に廃止されるということになります。専門部会の廃止に伴う委員の皆様のご解任通知文書につきましては、これまで交付を省略させていただいているところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の議決が審議会の議決となります。ご承知の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略について説明がありました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>このことについて、何かご質問等ございましたら、発言をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>

部会長	<p>ご質問等がないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>次に、特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料 11 をご覧いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。左側から、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年度となっております。</p> <p>次に、資料 12 をご覧いただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様は、会議の日程を確保いただきました結果、日程表のとおり、会議を開催させていただきたいと存じます。会議の開催回数につきましては、8 月 9 日審議会においても議決されておりますが、日程表のとおり、本日を含めまして 2 回の予定となっております。ご了解いただけますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数につきましては、委員の 3 分の 2 以上の出席、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上がご出席していただくことが必要となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、電気の第 2 回目の会議会場につきましては、会場予約の都合で、こちら 1 階共用会議室ではなく 7 階大会議室において開催させていただきたく、ご了承をお願いいたします。このため、資料 11 と、こちらの資料 12 の電気の第 2 回専門部会会場は、7 階大会議室と記載しておりますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、資料 13 でございますけれども、こちらは令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。事務局からご説明いただきました次回会議の日程ですが、委員の皆様は、いかがでしょうか。</p> <p>このとおり開催してよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p>

それでは、次回第2回目の電気機械器具製造業最低賃金専門部会の会議は、資料12の第2回の案の欄に記載のとおり、10月20(金)午後1時30分から、7階の大会議室において開催といたします。ご出席をよろしくお願いいたします。

次に、特定最低賃金額の審議について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。では、資料をご説明させていただきます。

審議に資する資料といたしまして、4業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。

まず、資料14でございますが、過去12年間の地域別最低賃金と特定最低賃金の決定状況でございます。

資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。

資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。令和4年の賃金構造基本統計調査結果からまとめたものでございます。

資料17は、令和4年度の特定最低賃金改正状況でございます。

資料18は、令和5年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。

資料19は、令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。

資料21は、群馬県金融経済概況でございます。

資料22は、最近の県内経済情勢でございます。

資料23は、法人企業景気予測調査でございます。

資料24は、群馬県鉱工業指数でございます。

資料25は、消費動向調査結果でございます。

資料26は、第209回群馬県内企業経営動向調査結果でございます。

資料27は、第193回企業経営動向調査結果でございます。

最後の資料28は、労働市場速報でございます。

資料は以上でございますが、資料19の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果をご説明いたします。資料19をご覧ください。

はじめに1ページ目の、令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要についてです。

調査依頼事業所数は、2,095 件で、有効回答件数は、1,129 件でした。

調査は令和 5 年 6 月分の賃金額について行いました。

また、月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、表に書き出した業種を対象に、さらに網掛けした人数の事業所を対象にしています。特定最低賃金が設定されている産業を含む製造業は、100 人未満の事業所を調査対象としています。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計をしたものです。したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3 ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をいたします。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

6 ページにいきまして、電気機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに、未満率についてです。電気機械器具製造業の現行の最低賃金が 965 円でありますので、964 円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、964 円以下の累積労働者数は 514 人でした。これを A といたします。

復元した合計労働者数は 4,946 人でした。これを B といたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は 10.4% となりました。

従いまして、電気機械器具製造業の労働者の 10.4% が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の 4 業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、電気機械器具製造業のみの結果についての説明をいたします。

10 ページにまいります。この表は、電気機械器具製造業の 1 時

間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。青色の棒グラフが一般労働者で、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、1,100円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

一方、グラフの左側ですが、パート労働者を中心に、現行の最低賃金965円を下回る労働者が見受けられます。

次に12ページにいきます。この表は、特定最低賃金の産業別に未満率等の賃金額の特性値について、令和元年度から今年度の推移を表したものです。電気機械器具製造業は表の下から2番目の欄となっております。

未満率の推移をグラフにした表が右側にございますが、電気機械器具製造業は他の3業種に比べて未満率が高い状態が続いております。

次に14ページです。5の産業別未満率と影響率の推移と題した表をご覧ください。平成26年度から令和5年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。電気機械器具製造業は表の下から2番目、下の線グラフではオレンジ色で示されております。

最後に17ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。引上げ額0円から45円までの影響率を表しております。例えば、表の1番上の引上げ額0円の影響率は10.39%となり、表の1番下の欄の引上げ額45円の影響率は、16.68%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査結果の概要について、説明いたしました。

この調査結果が審議をする上で、委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしく願いいたします。

部会長

はい。説明ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

【特になし】

部会長

特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足説明等があれば、お願いいたします。

事務局	<p>はい。それでは2点、ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、昨年度は第1回目の会議におきまして、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>また、第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただき、特定最低賃金額が議決されておりますことを、ご参考までに申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>それでは、この後は、事務局のご説明も参考にしつつ、審議を進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。</p> <p>まず、労働者側、使用者側それぞれの立場から、基本的なお考えをお伺いしたいと思います。</p> <p>その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者委員からお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。それでは、 の方から発言させていただきます。</p> <p>特定最低賃金ですね、こちらの審議をするにあたって関係性としてあげられるのが、やはり地域別最低賃金の動向というのが、すごく関係性があると考えております。皆さんご承知のとおり、今年については、全国加重平均で1,000円を超える1,004円といった結果となっております。43円という、平均で引上げ額というふうになっているかと思っております。こちらについては、様々な社会情勢からくる、エネルギーコストの高騰も含めた物価の上昇、こういったところを加味して、こういった金額に決定されたというふうに認識しております。</p> <p>特定最賃につきましても、これらの動きに後れを取ることなく、産業で働く労働者が十分な所得を得られるような対応が必要というふうに考えております。</p> <p>先ほど、特定最賃の仕組みといったところで、特定最賃は労使のイニシアティブにより決定されるといった説明がありました。是非、国としては、国でやるべきことはもちろんあると思っておりますけれども、労使でやるべきことというのも当然あると考えております。</p>

是非、特定最賃、これから審議が始まりますけれども、建設的な、前向きな議論が出来ればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

■■■■委員、お願いします。

労働者委員

労働者委員の■■■■です

私からは、中小企業で働く労働者、生活者の立場等も踏まえて、話をさせていただければというふうに思います。

物価の動向につきましては、先ほど■■■■委員からもありましたけれども、今年に入ってから高騰しているという状況にありまして、私たちの生活といったところに非常に大きな影響を与えております。

そういった中で、今年の2023春闘におきましては、こうした物価高騰を背景にしまして、これまでにない大きな額の賃上げを実施する企業というものがみられました。しかし、中小企業につきましては、賃上げが出来なかった企業もあるというふうに伺っています。

また、賃上げが実施できた企業の中で、実際の賃上げ額を見ますと、大手の平均が約6,300円に對しまして、中小企業が約5,000円ということで、中小の格差が益々広がったというふうに捉えているという状況です。

中小企業で働く者にとっては、この特定最賃の改定額というものが、企業内最賃の改定額になるところも多くあるというところで。例えば今年、賃上げが出来なかったという組織におきましても、この特定最賃というものが、この中小企業で働く労働者にとっての底支えになっている部分が大きくあります。

そしてこの特定最賃が毎年しっかりと改定されるということで、この産業で働く者全体の安心感にも繋がっているというふうに捉えています。

昨年の改定では、使側の皆さんにも大変ご理解をいただきまして、地域別最賃と同額の改定ということとなりましたけれども、今年度につきましても、労働者側としましては、この特定最賃をしっかりと引き上げていきたいと考えておりますので、引き続きご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

部会長	<p>ありがとうございます。 では、 委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>今回より労働者側の委員となりました、 です。どうぞよろしく お願いいたします。</p> <p>まず、今年も電気機械器具製造業の特定最賃の専門部会を、このように開催できることを、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は、同じ産業で働く労働者の最低賃金としての機能を持つことから、未組織労働者をはじめ、正規・非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも、重要な取組となっております。</p> <p>皆さんご存じのとおり、今年の春闘においては、多くの産業で賃金水準を大きく改善することができました。私が所属しております電機連合においても、多くの加盟組合で企業内最低賃金を月7,000円引き上げることができ、月額とすると173,500円となりました。換算すると、1,124円となります。</p> <p>私たち電機連合は、生活不安・雇用不安・将来不安の払しょくと、すべての労働者がいきいきと働ける環境を目指し、継続した人への投資に取組んでございます。今回のこの統一闘争の結果を、電気産業で働くすべての労働者に波及させていくことが必要だというふうに考えております。</p> <p>昨今では、社会のデジタル化や脱炭素化に対する期待が非常に高まっております。また、第四次産業革命と呼ばれております、IoTの与えるビッグデータ、ロボット、AIなど、急速な発展を受けて、電気産業が持つ高品質なものづくり技術や、情報産業技術などの強みを活かした新たな価値を生み出していくことが、期待をされております。県内においても、電気機械器具製造業は主要産業であり、生産数、出荷額等においても他の産業と比較してウェイトが高く、地方経済における重要な役割を担っており、魅力ある産業でございます。</p> <p>今後も、経済成長、社会への貢献等、新たな雇用の創出に寄与することが期待されている電気産業の、継続的な発展を支える優秀な人材の確保は必要不可欠です。</p> <p>県内の電気産業で働いている人たちのモチベーション維持・向上を図れる視点での水準、論議をさせていただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 それでは、使用者側委員、お願いいたします。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>■■■■委員、お願いいたします。</p> <p>■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>当社を取り巻く環境の面から意見を述べさせていただきます。</p> <p>やはり、お話にも出ましたように、物価高というのが、非常に影響が大きく、物価の上昇が経営を圧迫している状況です。</p> <p>一方で、お客様に対して出す価格というのは、複数年に渡って予算計画を立てられているお客様が多い中で、複数年前の物価で予算を組まれています。じゃあ実施だという時に、現在の物価が上がっている状況です。お客様の中では、その予算の額の上昇を許さないと明確におっしゃられるわけではないですけれども、これを認められないケースが多く、一方で、現時点で仕入れる価格が、実質10%程度なのではないかと思いますが、仕入れの見積もりを取るたびに10%、15%、20%と上がっている状況です。そうしますと、売上げがあまり伸びていかない中で、物価が上がるということで、経営を圧迫している中だと、やはり大幅な賃金上昇というのが、物価の方に利益を取られてしまっていて、賃金に回せるところが、なかなか難しいという状況でございます。複数年に渡っての予算計画と同じように、緩やかに上昇していく中であれば、将来的には見通せると思うのですが、なかなか急激には難しいなというふうに考えております。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者側委員の■■■■です。</p> <p>私は、もう長年ずっと同じ主張でございまして。特定最賃は不要であるということ、20年くらい言っているのですけれども。</p> <p>そもそも、特定最低賃金、昔は産業別と言っていましたけれども、何のために設定するのかというと、産業としての仕事が大変だからとか、そんなことを昔は言っていたような気がするのですけれども。例えば、鉄鋼だと重労働であるとか。そんなようなことで、その4業種について、特別に高い最低賃金を設定しているというような議論だったと思うのですけれども。</p> <p>恐らく、作業って、どんどん人にやさしくなっているのではないかなと思っています。そうしますと、確かにかつては大変な作業だったかもしれませんが、企業もそこを努力して、どんどん設備化ということに対応していると思うのです。そうすると、本来は特定最低賃金、産業別最低賃金には、どういう意味があるのかなというの</p>

	<p>が、改めて今、考えまして。</p> <p>従来から不要だと、最低賃金は県最賃一本でいいと申ししておりましたが、それは、屋上屋を架すって言い方をよくしていたのですが、今、また更に考えると、意味は何なんだろう。特定最低賃金の。</p> <p>組合のホームページなんか見ますと、賃金の上昇で、その産業の魅力を高めることが出来ると書いてありますが、最低賃金ってそのために設定するものなの、と疑問が湧いてきております。</p> <p>いずれにしても、俎上に上がっておりますので、議論はしたいとは思いますが、私個人としては、そのような感覚を抱いております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、何かご発言等される委員の方は、いらっしゃいますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>公益委員は、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、労使意見も出尽くしたようでございます。これまでの意見を踏まえまして、次回の会議では具体的な金額審議を行いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>最後、その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
部会長	<p>委員の皆様、何かご質問等ございますでしょうか。</p>

<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次回の会議では、事務局からご提示をいただいた資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>最後に確認ですが、本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは、非公開事項はなしということで確認をさせていただきました。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>第1回目の電気機械器具製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。ご協力ありがとうございました。</p>